

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

終末処理場の廃止及び下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）の公布による。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
目次			目次		
第1章 ……略……			第1章 ……略……		
第1章の2 公共下水道の構造の <u>基準</u> （第2条の2）			第1章の2 公共下水道の構造の <u>基準等</u> （第2条の2・ <u>第2条の3</u> ）		
第2章～第5章 ……略……			第2章～第5章 ……略……		
附則			附則		
			<u>（終末処理場の維持管理）</u>		
			<u>第2条の3 法第21条第2項に規定する終末処理場の維持管理については、規則で定める。</u>		
別表第2の3（第8条の2関係）			別表第2の3（第8条の2関係）		
番号	物質又は項目	水質の基準	番号	物質又は項目	水質の基準
1～4	……略……	……略……	1～4	……略……	……略……
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.2ミリグラム以下</u>	5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.5ミリグラム以下</u>
11～40	……略……	……略……	11～40	……略……	……略……
備考 ……略……			備考 ……略……		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。